



別紙1  
の別添1

(別添1)

秘密指定解除  
情報公開室

日本国と中華人民共和国との間の国交正常化に  
関する日本国政府と中華人民共和国政府の共同  
声明案

(前文省略)

- 1 日本国政府及び中華人民共和国政府は、日本国と中国との間の戦争状態の終了をここに確認する。
- 2 日本国政府は、中華人民共和国政府を中国の唯一の合法政府として承認する。
- 3 日本国政府及び中華人民共和国政府は、1972年 月 日から外交関係を開設することを決定した。

両政府は、また、できるだけすみやかに大使を交換することに合意し、国際法及び国際慣行に従い、それぞれの首都における他方の外交使節団の設置及

びその任務の遂行のために必要なすべての援助を相互に提供することを決定した。

- 4 中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを再確認する。

日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、かつ、これを尊重する。

- 5 日本国政府及び中華人民共和国政府は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、国内問題に対する相互不干渉、平等及び互恵並びに平和共存の諸原則に従つて、両国間の平和的かつ友好的関係を恒久的な基礎の上に確立すべきことに合意する。

これに関連して、両政府は、日本国と中国が、外部からのいかなる干渉も受けることなく政治的、経済的又は社会的制度を選択する両国の固有の権利を相互に尊重すること、及び、両国が、国際連合憲章

極秘

の原則に従い、相互の関係において、いかなる紛争も平和的手段により解決し、武力による威嚇又は武力の行使を慎むことを確認する。

6 日本国政府及び中華人民共和国政府は、両国のいずれも、アジア・太平洋地域において覇権を求めるべきではなく、また、このような覇権を確立しようとする他のいかなる国あるいは国の集団による試みにも反対するとの見解を有する。

(7 中華人民共和国政府は、日中両国国民の友好のため、日本国に対し、両国間の戦争に関連したいかなる賠償の請求も行なわないことを宣言する。)

8 日本国政府及び中華人民共和国政府は、両国間の平和友好の関係を強固にし、かつ、両国間の将来の関係を発展させることを目的として、平和友好条約及び通商航海、航空、漁業等の各種の分野における

極秘

必要な諸取極の締結のため、外交上の経路を通じて  
交渉を行なうことに合意した。